

開業届の控えの添付について

特定創業支援に係る証明書の発行をご予定の方は必ずご一読ください

特定創業支援に係る証明書の発行申請の際、個人事業主として創業済みの方・個人事業主として創業した後に法人成りした方は、開業届の控えの添付が必要となります。

※特定創業支援に係る証明書の申請（市の窓口での申請）の際に未創業の場合は、開業届の添付は必要ありません。個人事業主を経ずに法人を設立した場合も同様に添付不要です。

開業届の控えとして認められるもの

開業届の控えは、税務署が受理したことがわかる書類が必要です。

具体的には、以下のいずれかの組み合わせでご提出ください。

- ①税務署の㊟スタンプが押された開業届控え＋税務署発行のリーフレット
- ②税務署の受理印（日付が記載されたもの）が押された開業届の控え
※令和6年12月以前に紙ベースで開業届をご提出された方
- ③開業届の控え＋e-tax 受信通知

※市にご提出の際は、開業届に記載のマイナンバーは黒塗りにしてください。

既に税務署へ開業届をご提出されている方へ

上記①②③の控えが手元にない場合は、下記の流れで控えを準備してください。

STEP 1

ご提出先の税務署に届出書の閲覧申請をする

STEP 2

ご自身が提出した開業届をスマートフォンなどで撮影する

STEP 3

撮影した画像を印刷する

これから税務署に開業届をご提出される方へ

税務署に開業届をご提出の際は、開業届を自身で2部ご用意いただき、税務署の窓口にて開業届の控え及びリーフレットが必要である旨を申し出てください。

申し出をしない場合はリーフレットが発行されませんので、必ずリーフレットが必要である旨を窓口でお伝えください。

ご不明な点がある場合は、岸和田市役所産業政策課（072-423-9485）までお問い合わせください。